

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月7日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	石川県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.ishikawa.lg.jp/johosei/index.html

執行機関名 石川県知事

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等の健全育成のために行う医療費の支給のうち同法第十九条の二第一項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給以外のものに関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		石川県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第3条第1項 別表第1 第1の項 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等の健全育成のために行う医療費の支給のうち同法第十九条の二第一項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給以外のものに関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	石川県小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱 第2
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 児童 が心身ともに 健やか に生まれ、且つ、 育成 されるよう努めなければならない。 2 すべて 児童 は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第2 小慢児童等の健全育成 の観点から、小児慢性特定疾病に係る医療費の一部を助成し、医療費の負担の軽減を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		・石川県小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱